

山梨県立かえで支援学校

学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめには、多様な態様があり、大人が気付きにくいところで行われることが多く発見しにくいことを踏まえ、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

3 いじめに関する基本的認識

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にある様々な要因を分析した上で、その改善を図り、適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

さらに、いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携し、いじめに気付くネットワークを拡げて児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。いじめを認知したら、関係の児童生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、

事案によっては、PTAや地域の関係機関と協議することも必要である。その場合、解決に向けた取組としてのねらいや内容を明確にすることが大切であるとともに、個人情報やプライバシーの問題も含め、慎重に対応することが重要である。

（５）関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局、県私立学校主管部局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

（６）保護者の役割について

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童生徒がいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導を行うよう努めなければならない。また、保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるとともに、日頃から、いじめの防止等について理解を深め、児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

５ いじめの防止のための学校の体制

（１）いじめ対策委員会の設置

いじめ問題への組織的な取組を推進するため、学校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うこととする。

いじめ対策委員会は、本校では、学校長が任命した教頭、教務主任、学部主事、生徒指導主事、保健給食部主任、相談・支援部主任、養護教諭等をメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態的に応じて柔軟に対応する。

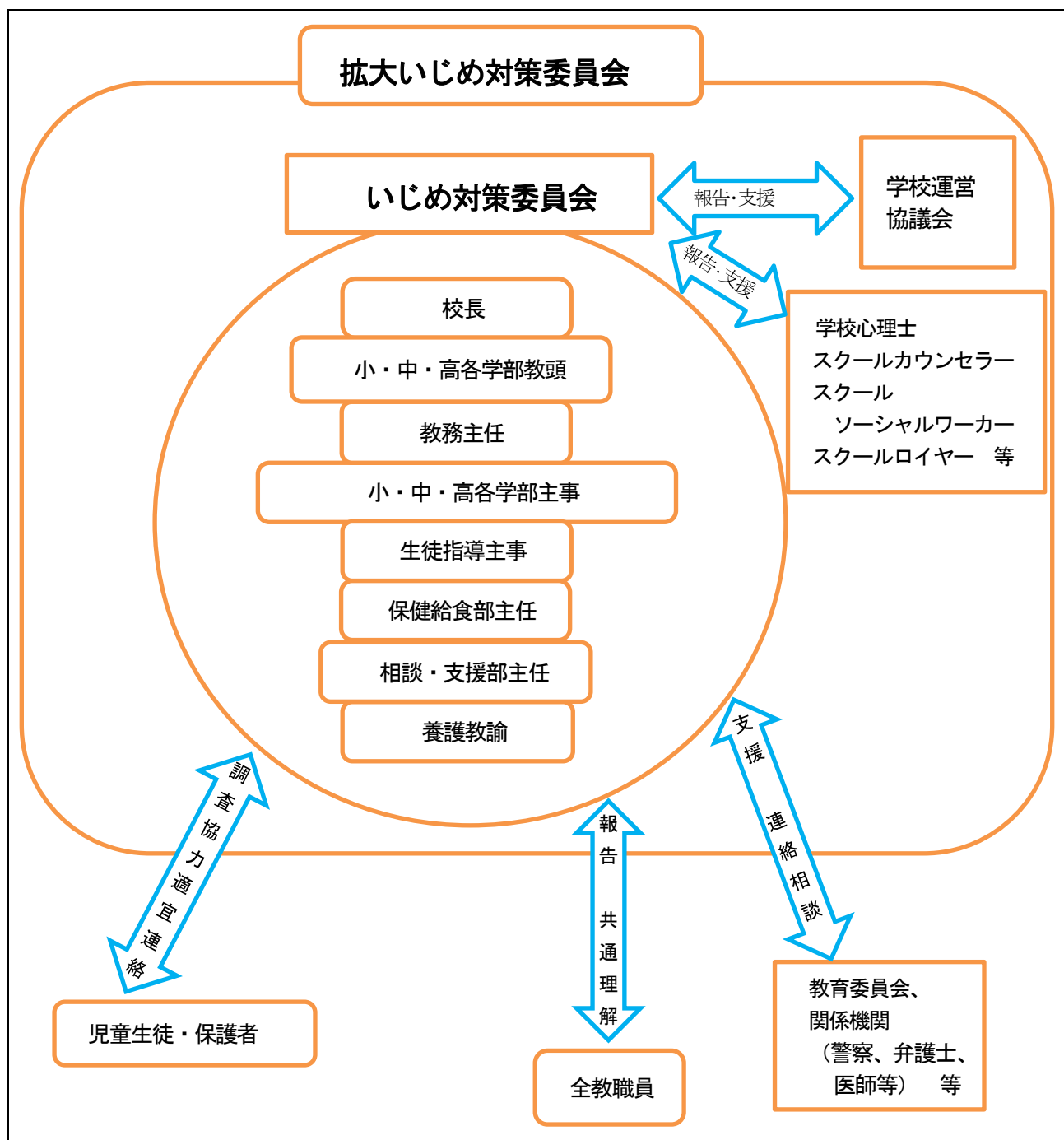
（２）拡大いじめ対策委員会の開催

拡大いじめ対策委員会は、いじめ対策委員メンバーに学校運営協議会や学校心理士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等を加えたメンバーにより構成する。委員会は、学校運営協議会に併せて開催し、いじめ対策委員会の報告、直近の「いじめ実態調査」等の結果等を踏まえての、いじめ問題への対応について検証する。

※拡大いじめ対策委員会は、年2回程度必要に応じて開催する。

※拡大いじめ対策委員会は、直近の「いじめ実態調査」の結果等を踏まえ、いじめ問題への対応について検討する。

いじめの防止のための学校の体制



(3) 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、年3回開催し、取組が計画どおりに進んでいるかの検討や、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

6 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。

特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

(3) 警察との連携

- ① 学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築しておくことが重要である。
- ② いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。
- ③ いじめを受けた児童生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなどの事案等に対しては、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向、学校における対応状況等を踏

まえ、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めなければならない。

- ④ 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案において学校が警察に相談・通報を行うことは法令上求められており、こうした事案について警察への相談・通報を行ったことは、学校として適切な対応を行っているとして評価されるものである。
- ⑤ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。
- ⑥ 学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、いじめを受けた児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（学校警察連絡員等）に相談・通報する。その際、警察に相談・通報を行った事案については、学校の設置者にも共有する。
- ⑦ 学校は、警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力する。警察が捜査・調査中であっても、学校は、警察と連携しつつ、必要な指導・支援を行わなければならない。

（４）いじめに対する措置

いじめを発見し、又は相談・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応につなげなければならない。すなわち、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、組織に報告を行わないことは、規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておき、組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すことが求められる。

いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

7 重大事態発生時の対応

いじめの重大事態については、「重大事態ガイドライン」により適切に対応する。

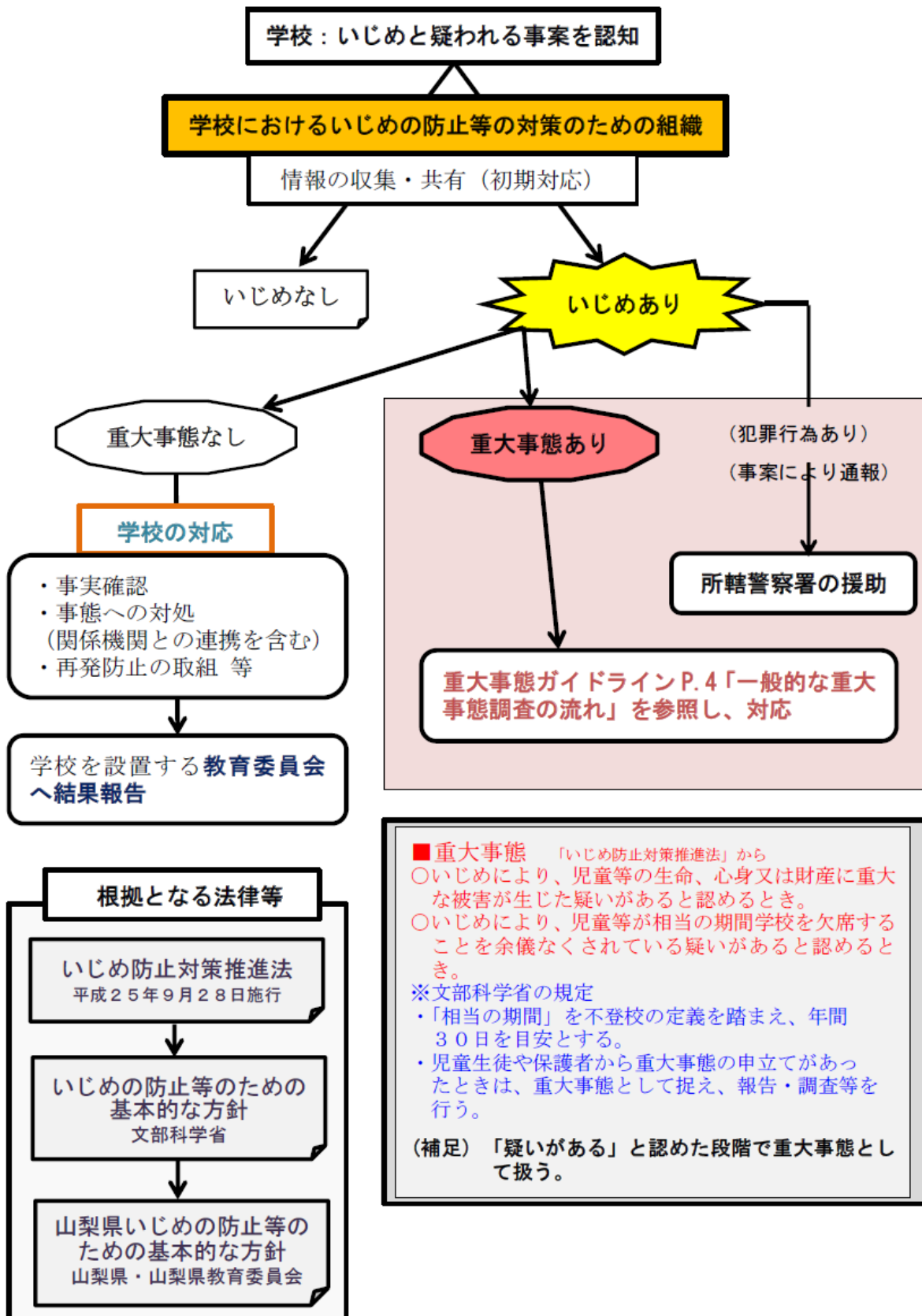
文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（本文）」

https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_3.pdf



【参考】いじめ事案への対応フロー

いじめ防止対策推進法に規定されるいじめ事案への対応



8 年間計画 「いじめ防止指導計画」

○基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

	小学部	中学部	高等部	学校全体
4 月	・保護者への相談窓口周知 ・児童への相談窓口周知 ・「通園施設等からの調査書」「個人調査票」等によって把握された児童の状況の集約 ・学級づくり・学年づくり ・家庭訪問(家庭での様子把握) ・各学部間の情報交換(適宜)	・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・「小学校・小学部からの調査書」「個人調査票」等によって把握された生徒状況の集約 ・学級・学年づくり・個人面談 ・家庭訪問(家庭での様子把握) ・道徳、情報モラル等指導の計画作成～指導 ・各学部間の情報交換(適宜)	・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・「中学校・中学部からの調査書」「個人調査票」等によって把握された生徒状況の集約 ・学級・学年づくり・個人面談 ・家庭訪問(家庭での様子把握) ・道徳、情報モラル等指導の計画作成～指導 ・各学部間の情報交換(適宜)	・いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） ・「かえで支援学校いじめ防止基本方針」の周知（HP掲載） ・PTA総会で「かえで支援学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
5 月	・「連休を迎えるにあたって」（通知配布・指導）	・「連休を迎えるにあたって」（通知配布・指導）	・「連休を迎えるにあたって」（通知配布・指導）	・第1回評議員会での基本方針の報告
6 月	・「第1回いじめ実態調査」の実施	・「第1回いじめ実態調査」の実施	・「第1回いじめ実態調査」の実施	・第1回調査の結果のいじめ対策委員会への報告
7 月	・「夏季休業を迎えるにあたって」（通知配布・指導）	・「夏季休業を迎えるにあたって」（通知配布・指導）	・「夏季休業を迎えるにあたって」（通知配布・指導）	・職員会議での結果の共有
8 月				・職員 SNS 等研修会
9 月	・「第2回いじめ実態調査」の実施	・「第2回いじめ実態調査」の実施	・「第2回いじめ実態調査」の実施	・第2回調査の結果のいじめ対策委員会への報告
10 月				・職員会議での結果の共有
11 月				
12 月	・「冬季休業を迎えるにあたって」（通知配布・指導）	・「冬季休業を迎えるにあたって」（通知配布・指導）	・「冬季休業を迎えるにあたって」（通知配布・指導）	
1 月	・「第3回いじめ実態調査」の実施	・「第3回いじめ実態調査」の実施	・「第3回いじめ実態調査」の実施	
2 月	・「年度末・年度始休業を迎えるにあたって」（通知配布・指導）	・「年度末・年度始休業を迎えるにあたって」（通知配布・指導）	・「年度末・年度始休業を迎えるにあたって」（通知配布・指導）	・第2回評議員会でのいじめ実態調査結果の報告
3 月				・第3回調査の結果のいじめ対策委員会への報告 ・職員会議での結果の共有